

2012年10月18日

## IASBの動向 ヘッジ会計（一般ヘッジ）

### 1 プロジェクトのステータス

- 1) 一般ヘッジ会計については、IASBは、2010年12月にEDを公表し、寄せられたコメントの検討も行い、審議は既に2011年9月で終了していた。
- 2) その後の文書化作業を経て、2012年9月7日に最終基準書のドラフト（レビュードラフト：RD）が公表（Webに掲載）された。今回のドラフト公表は、「コメントを求めるものではない。関係者が最終基準に習熟するための情報提供が目的。」とされている。
- 3) 12月初までWebに掲載され、その後、最終基準書（IFRS第9号）となる予定。
- 4) なお、本件は、一般ヘッジ会計のみを取り扱っている。マクロヘッジについては、別途プロジェクトが進行中である。

### 2 レビュー・ドラフトの内容（概要）

- 1) 2010年公表のED、及び、それに対して寄せられたコメントの審議を十分踏まえた内容である。「リスク管理の実態を、極力、財務諸表に反映させる」ため、IAS39の一般ヘッジ会計の規定を全面的に見直したものとなっている。ドラフトは最終基準書（IFRS第9号）の体裁で作成されており、ヘッジ会計はその第6章に編入されている。
- 2) 内容は、2010年のEDに対して当方から送付した意見が反映されて、下記のようになっている。
  - a. FVOCI指定の株式もヘッジ会計の対象となった。
  - b. FVヘッジの会計手法はIAS39の手法を維持することとなった。
  - c. 有効性判定 バランス再調整 中止に関して、明確化が図られている。
- 3) 「原則ベースの基準」という観点から、今般の改訂で、ヘッジ会計の適用ガイダンス（Implementation Guidance：IG）は全て廃止する（引き継がない）ことになった。
- 4) マクロヘッジの本格検討は別プロジェクトで行われるが、IAS39で認められているマクロFVヘッジ及びマクロCFヘッジは、当面、以下の通り取り扱われる。
  - a. マクロFVヘッジに関しては、例外規定として、IAS39の特例処理（81A, 89A, AG114-132）を認める。
  - b. マクロCFヘッジに関しては、現行のIAS39の枠内において既に認められている（適用ガイダンス IG F6.2-F6.3）。今般、「原則ベースの基準」という観点から、F6.2-F6.3を含めてヘッジ会計の適用ガイダンスは全てIFRS9に引き継がれない。しかし「IFRS9のもとで、要件をより制限的にすることはない」とされている。

3 一般ヘッジ会計部分の内容

本ドラフトの内容は、2010年のED に対して当方から送付した意見も十分反映されており、概ね、満足できるものと考えられる。

項目	レビュードラフトの内容	備考 (日本の意見、ED の内容他)
目的	FVOCI 指定の株式 (OCI のみに影響を与えるもの) もヘッジ会計の対象とする	日本の意見を反映。 ED では認められていなかった。
ヘッジ手段	FVPL 測定する非デリバティブ (現金商品) もヘッジ手段適格である	(賛成意見)
ヘッジ対象	デリバティブ (あるエクスポ - ジャとデリバティブとの合成エクスポ - ジャ) もヘッジ対象適格である	(賛成意見)
リスク要素	非金融商品についてもリスク要素毎のヘッジが可能 (ジェットオイル価格のうち原油価格部分を切り出してヘッジすることが可能となる)	(賛成意見)
有効性判定	80-125%ルールを廃止して、原則ベースの有効性判定を行う	日本の意見も踏まえ、以下の通り明確化 ✓ ヘッジ比率は実際の使用量に基づく
バランス再調整	ヘッジ目的が不変の場合は、有効性確保のためにバランス再調整 (ヘッジ比率の調整) を行う	✓ バランス再調整は、有効性要件に合致するヘッジ比率を維持する目的で、ヘッジ指定量を調整することに限定 ✓ 会社レベルの方針である「リスク管理戦略」と、ヘッジ関係のレベルで決定される「リスク管理目的」が峻別された。
会計手法	FVヘッジの会計手法は現行IAS39の手法を維持。即ち、FV変動はPLを通じて相殺、ヘッジ対象のFV変動はヘッジ対象の簿価を修正。(CFヘッジの手法も不変。即ち、ヘッジ手段のFV変動は、ヘッジ対象に合わせてOCIで繰り延べる。)	日本の意見を反映。 EDでは、FV変動をOCI及び独立した資産・負債(調整勘定)で処理する案が提案されていた。
グループ	グループヘッジの要件を緩和	(マクロヘッジの継続検討を条件に賛成)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オプションの時間的価値は期間対応処理する</li> <li>● 先物予約の直先差額も期間対応処理を認める</li> <li>● CDSを使用して信用リスク管理する場合、貸出金等に拡大版FVOを適用</li> <li>● 自己使用の例外をみたく(現引する場合等)商品購入契約にもFVOを許容</li> </ul>	(賛成意見) より一層、リスク管理の実態に即した処理が採用されている

詳細は添付「レビュー・ドラフトの解説資料」をご参照願いたい

4 今後の対応

- 1) 今回のドラフトは、「コメントは求めない」とされている。
- 2) ドラフトは、2010年公表のED、及び、それに対して寄せられたコメントの審議内容  
を確りと取り込んだ内容となっている。
- 3) 現在のところ、ドラフトに Fatal Flaw は見当たらない。しかしながら、さらにレビ  
ューを進めていく過程で、Fatal Flaw に遭遇するかも知れない。
- 4) 従って、現段階では、コメントの提出は不要と考える。さらなるレビューの過程でお  
気付きの（コメントすべき）点があれば申し出ていただきたい。

添付資料

- レビュー・ドラフトの解説資料 審議事項（3） - 2
- ドラフト原文（「本文＋適用指針」「設例」「結論の根拠」）
- ドラフト翻訳（「本文＋適用指針」「設例」「結論の根拠」）

以 上